

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定について

岩国市建築指導課
令和 5 年 12 月

認定には、以下の 2 種類があり、下記に該当するものが対象となります。なお、「道路」とは、建築基準法第 42 条に規定する道路をいい、「道」とは、法第 42 条に規定する道路以外のものとなります。

種 類	適 合 要 件(※1)
第 1 号タイプ (省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号)	・道路から敷地に接する道が農道や港湾道路等で公的機関が管理しており、幅員 4 m 以上のもの ・延べ面積が 500 m²以内(※2) ・法別表第 1 (い) 欄 (1) 項に掲げる用途以外の用途
第 2 号タイプ (省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号)	・道路から敷地に接する道が位置指定道路の基準（ただし書きを含む）を満たしているもの（道の所有者及び管理者の承諾書の添付が必要） ・延べ面積が 500 m²以内(※2) ・一戸建ての住宅、長屋又は法別表第 2 (い) 項第 2 号に掲げる用途（兼用住宅等）

※1 法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く

※2 同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計

また、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無を判断する際の基準として、「建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号に基づく認定基準」を定めています。

認定基準

- (1) 建築基準法及び山口県基準条例において「道路」とあるのを「省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める道」に読み替え、これらの規定に適合していること
- (2) 敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること
- (3) 省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当するもので、新築の場合は、公共の用に供する道の所有者又は管理者の建築すること等の協議書が添付されていること
- (4) 敷地が土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定される土砂災害特別警戒区域に含まれていないこと
- (5) その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの